

## ○ 条例の対象について

条例の対象候補	呼称（案）	メリット等	デメリット等
<p><b>県産材：</b> 三重県の区域にある森林から生産された木材</p>	<p>・県産材 ※「三重の森林づくり条例」で定義。</p>	<p>・利用促進を図ることが、災害防止等の県内の森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、県内の林業の振興に直結する。 ・その地域で育って、その風土等に合った木材（≡県産材）を使うことは、生活の質の向上につながる。 ・基本的に生産地から近隣での消費となるので、環境負荷が少ない。 ・県産材のようにターゲットが絞られているほうが具体的施策を講じやすい。 ・先進条例制定県 18 県のうち、13 県がこの類型を対象としている。</p>	<p>・農林水産部や林業関係者のための条例というイメージが強くなり、制定後広がりには欠けてしまうおそれがある。 ・県境の地域をはじめとして、県内で県外産材が多く流通し、加工等がなされている状況の中、関係者から不満が生じる可能性がある。 ・「三重の森林づくり条例」と対象が同一となり、規定内容が大きく重複してしまう。 ・各県が県産材の利用促進に取り組むことで、県をまたぐ木材の流通に支障が生じているとの指摘もある。</p>
<p><b>県産材＋県内で加工された木材：</b> 県産材又は県内で加工された木材</p>	<p>・県産材等 ・三重の木材</p>	<p>・県内の木材産業では、少なからず県外産材を扱っている現状があり、そのような木材も対象とすることで、県産材だけを対象とするよりも県内の木材産業の振興につながる。 ・先進条例制定県 18 県のうち、岩手県、群馬県、広島県の 3 県がこの類型を対象としている。</p>	<p>・この類型の場合、林業衰退の要因の一つとされる外国産材が含まれてしまう可能性が拭えない。 ・「三重の森林づくり条例」に基づく「県産材」と、「県産材＋県内で加工された木材」とを同時並行で利用促進する（さらにはその中で県産材にプライオリティを置く）のは、県民等にとってわかりにくく、県当局としても具体的施策を講じにくいと考えられる。</p>
<p><b>県産材＋隣接府県産材：</b> 県産材又は三重県に隣接する府県の区域にある森林から生産された木材</p>	<p>・県産材等 ・紀伊半島産材 ※ただし、「紀伊半島産材」の場合、愛知県産材や岐阜県産材が対象とならない可能性あり。</p>	<p>・東紀州地域など県境の地域の木材産業等で隣接府県産材が多く扱われている現状に適合的であり、そのような地域の木材産業の振興につながる。 ・山はつながっているので、隣接府県産材の利用促進も森林の有する多面的機能の持続的な発揮を通じて、三重県にも恩恵がありうる。</p>	<p>・奈良県等の隣接府県もそれぞれの県産材等の利用促進策を講じている中で、三重県として隣接府県産材の利用を促進するというのは、県民等にとってわかりにくい。 ・県内に流入している隣接府県産材を他の木材と区別するのはなかなか難しいと考えられ、県当局としても具体的施策を講じにくいと考えられる。 ・実際、いずれの先進条例制定県も対象としていない。</p>

<p><b>国産材：</b> 国内で生産された木材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国産材と比べると、相対的に森林の有する多面的機能の持続的な発揮等により、利用促進による三重県への恩恵が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の公共建築物等木材利用促進法ですら、WTOの内外無差別原則との関係で、対象は外国産材を含む木材としている中で、県の条例で国産材を対象とすることの説明がつきにくい。</li> <li>・WTOの内外無差別の原則がある中、心情的な理由以外で外国産材だけを対象から外す合理的な説明が難しい。</li> <li>・実際、いずれの先進条例制定県も対象としていない。</li> </ul>
<p><b>木材：</b> 外国産材を含む木材全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材</li> </ul> <p>(県産材を強調する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材等木材</li> <li>・県産材等の木材</li> <li>・県産材をはじめとする木材</li> </ul> <p>※「県産材をはじめとする木材」は最初に定義の中で用いるならまだしも、条例全体を通して用いるには冗長すぎると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木を使うこと自体が心身にとって良いことだから利用を促進すべきといった考え方と整合的である。</li> <li>・県内でも外国産材を含め県外産材が多く流通し、建築業者等において利用されている現状に適合的である。</li> <li>・木材の種類や生産地等を問わないので、対象としてわかりやすく、県民等に利用を呼びかけやすい。</li> <li>・対象が同一のため、「公共建築物等木材利用方針」を条例に位置付けることが可能となる。</li> <li>・先進条例制定県 18 県のうち、秋田県、愛媛県の 2 県がこの類型を対象としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業衰退の大きな要因の一つであるとされる外国産材が対象に含まれてしまう。</li> <li>・外国産材は、条例に規定する方向となっている「木の文化」や「ウッドマイレージの考え方」、「木育」等にそぐわない。</li> <li>・木材全般が対象だと、利用促進をしたとしても、県内の森林の有する多面的機能の持続的発揮や県内の林業振興の点で、相対的に効果が薄くなってしまおうと考えられる。</li> <li>・木材全般というのは対象が広すぎて、啓発等以上の効果的な施策を講じにくいと考えられる。</li> </ul>

※ 県産材より対象となる範囲を広げる場合でも、県産材にプライオリティを置く規定を設けることで、実際の施策は県産材を中心としたものになることは十分考えられる。